

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
案件番号	1	
入札及び契約方式	企画競争	
契約の件名及び数量	希少金属代替省エネ材料開発プロジェクト 希少金属代替材料開発等の中長期戦略立案に関する検討	
契約締結日	平成26年9月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社三菱化学テクノロジー	
入札経緯及び結果	平成26年7月2日 公募公告 平成26年7月9日 公募説明会 平成26年7月23日 締切 平成26年8月8日 採択決定	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	不要な条件を撤廃したものとなっている。
②業務等準備期間の十分な確保	○	履行期間開始日までに必要な準備期間を確保できるように努めた。
③公告期間の見直し	○	公告から説明会までの期間及び説明会から締切までの期間をそれぞれ4日、10日以上確保することとしており、本件は公告から締切までの期間を22日間として十分な期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構HPで公表していることに加え、メール配信サービスでも、公募等の情報をサービス登録者に配信している。
⑤電子入札システムの導入	×	導入の予定はない。
⑥業者等からの聴き取り	○	今後の公募公告を改善する上で参考となる複数者から応募を行わなかった理由の聴き取りを行った。
⑦競争参加資格の拡大	○	不要な条件を撤廃したものとなっている。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
現状対応可能な取組を実施していることから、これまでと同様の取り組みを継続する。		
契約監視委員会のコメント		
引き続き仕様書変更や、適切な公告期間の確保により競争参加者の拡大に努めるべき。また、情報が確実に伝わるようHPやメール配信等の活用に努めるべき。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記取り組みを実施していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
加藤 一郎、金子 晃、中 伸好、藤井 哲哉、松田 修一(五十音順)		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
案件番号	2	
入札及び契約方式	企画競争	
契約の件名及び数量	希少金属代替省エネ材料開発プロジェクト 希少金属代替材料開発等の最新動向に関する検討	
契約締結日	平成27年2月2日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社三菱化学テクノロジー	
入札経緯及び結果	平成26年10月23日 公募公告 平成26年11月5日 公募説明会 平成26年11月21日 締切 平成26年12月5日 採択決定	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	不要な条件を撤廃したものとなっている。
②業務等準備期間の十分な確保	○	履行期間開始日までに必要な準備期間を確保できるように努めた。
③公告期間の見直し	○	公告から説明会までの期間及び説明会から締切までの期間をそれぞれ4日、10日以上確保することとしており、本件は公告から締切までの期間を29日間として十分な期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	機構HPで公表していることに加え、メール配信サービスでも、公募等の情報をサービス登録者に配信している。
⑤電子入札システムの導入	×	導入の予定はない。
⑥業者等からの聴き取り	○	今後の公募公告を改善する上で参考となる複数者から応募を行わなかった理由の聴き取りを行った。
⑦競争参加資格の拡大	○	不要な条件を撤廃したものとなっている。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
現状対応可能な取組を実施していることから、これまでと同様の取り組みを継続する。		
契約監視委員会のコメント		
引き続き仕様書変更や、適切な公告期間の確保により競争参加者の拡大に努めるべき。また、情報が確実に伝わるようHPやメール配信等の活用に努めるべき。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記取り組みを実施していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
加藤 一郎、金子 晃、中 伸好、藤井 哲哉、松田 修一(五十音順)		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。